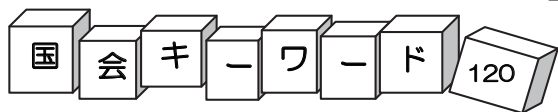


## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	国会キーワード「情報監視審査会の勧告」
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	460号
刊行日	2023-9-28
頁	186
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230928.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230928.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。



## 情報監視審査会の勧告

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定・解除、適性評価の実施の状況について調査するとともに、議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する常設の機関であり、平成26年12月10日、各議院にそれぞれ設置されました。

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、調査の結果、必要があると認めるときは、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告を、また、審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議院等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができます。

勧告は、調査又は審査の結果を行政の側に反映させるために認められた権能ですが、法的拘束力はありません。これは、三権分立の観点から、たとえ国会であっても、政府の持つ行政権を侵してはならないとの考えによるものです。

一方で、調査結果を受けた勧告に対しては、行政機関が勧告を軽視することなく、自主的な改善を行うよう促すため、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるとされており、また、審査結果に基づく提出すべき旨の勧告に対しては、行政機関の長が従わない場合の理由の疎明等の手続が定められています。

令和4年12月26日、防衛省は、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案を公表しました。本事案は、海上自衛隊1等海佐が、かつて上司であった元自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密を故意に漏らしたというものであり、特定秘密保護法が施行されてから初めての漏えい事案となりました。

参議院情報監視審査会（以下「本審査会」という。）は、令和5年2月2日、防衛省から説明聴取・質疑を行った結果、本審査会として初めて、防衛大臣に対し「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」を行いました。この勧告では、退職自衛隊員に対する情勢ブリーフィングの実施状況等の調査、情勢ブリーフィングを行う際の厳格な規範の策定、我が国に秘密情報を提供する各国への丁寧な説明等の7項目について対応を求めるとともに、その結果とられた措置について報告を求めています。

これを受け、4月11日、防衛大臣から本院に対し「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されました。これを踏まえ、本審査会は、同月19日、防衛省から当該措置について説明聴取・質疑を行いました。

なお、衆議院においても、令和5年1月20日に本院と同様に情報監視審査会が初めてとなる勧告を行い、4月10日に報告書の提出を受けています。

特定秘密の漏えいは、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある重大な事案です。情報監視審査会には、防衛省における勧告への対応状況を注視していくほか、他の行政機関に対しても、二度とこのような事案が生じないよう情報保全体制の見直しや強化が行われているかについて、引き続き厳しく監視していくことが求められています。

(情報監視審査会事務局)